

2011年の重要立法を振り返る

1 2011年を振り返って

2011年も例年と同じく、各分野にわたり多くの法令が発布又は施行されました。分野別に法令を整理してみると、中国が2011年の立法作業で、どのような問題に注力し、いかに対処しようとしたのかが見えてきます。本稿では、2011年に中国で発布又は施行された主な法令をピックアップし、2011年の立法を振り返ってみたいと思います。

2 人民元国際化の動き

2011年は、人民元の国際化に向けた動きが貿易取引のみならず資本取引(直接投資)においても進んだ年でした。利用範囲の拡大や手続の簡易化も進んでいる点が注目されます。

(1) 貨物・サービス貿易決済分野

「クロスボーダー貿易人民元決済地区の拡大に関する通知」
(2011年8月1日公布、同日施行)

貨物・サービスの貿易決済分野では、2009年7月に上海等4都市のみで試験的な導入が開始されていた人民元建ての貿易決済が2010年6月の試行地域拡大(20省・直轄市・自治区)から更に進み、2011年8月には、上記通知により施行地域が全国に広がりました。人民元建ての貿易決済をなし得る主体については、従来どおり、輸入については実施地域内の企業であればよいものの、輸出については試行企業として認定された企業のみとされています。

(2) 直接投資分野

① 中国から中国国外への人民元建て投資について

「国外直接投資人民元決済試行管理弁法」(〔2011〕第1号、2011年1月6日公布、同日施行)

人民元建ての取引が中央レベルの規定により直接投資にまで認められるようになったのは2011年の大きな変化と思われます。中国から中国国外への人民元建て投資については上記「国外直接投資人民元決済試行管理弁法」が施行されており、これにより、貿易について人民元決済が認められている地域内で登記登録している国内機構は、対外投資の認可に加えて外国為替管理局において登記をすることで人民元建て対外直接投資が可能となりました。従来は人民元建ての中国国外投資をするためには中国人民銀行による許認可が必要とされていましたが、これを外国為替管理局における登記手続にするなど手続が簡易化されている点などは、中国企業の海外進出ニーズに応えるものと思われます。

② 中国国外から中国への人民元建て投資について

(i) 「クロスボーダー人民元直接投資に関する問題に関する商務部の通知」(商資函〔2011〕第889号、2011年10月12日公布、同日施行)

(ii) 「外商直接投資における人民元決済業務に係る管理弁法」(中国人民銀行公告〔2011〕第23号、2011年10月13日公布、同日施行)

中国国外から中国への人民元建て投資については、2011年2月25日に公布・施行された下記3(2)②の「外商投資管理業務に関する問題に関する商務部の通知」(商資函〔2011〕72号)においても触れられていましたが、この段階では

本ニューズレターの執筆者



のむら たかし
野村 高志
カウンセラー
弁護士



なかしま
中島 あずさ
カウンセラー
弁護士



ろくかわ みさと
六川 美里
アソシエイト
弁護士

本稿は、みずほコーポレート銀行発行の Mizuho China Monthly (2012年1月号)に掲載されたものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

まだ実務的な運用を可能にするほどの具体的な規定はありませんでした。その後 2011 年 8 月のパブリックコメント募集を経て、同年 10 月に施行された上記(i)の「クロスボーダー人民元直接投資に関する問題に関する商務部の通知」は、外国投資家が適法に取得した「国外人民元」(人民元建て貿易決済や人民元建て債券・株券の発行等により取得した人民元。(i)の通知において定義)をもって中国国内に直接投資する手続・条件を定め、これにより人民元建ての直接投資が具体的に認められることとなりました。また、人民元建ての投資資金の口座管理等については上記(ii)の「外商直接投資における人民元決済業務に係る管理弁法」において規定されています。

上記(i)の通知では、人民元建ての直接投資が 3 億元以上となる場合や特定業種に係る投資である場合(信用保証、ファイナンスリース等の業種及び投資性公司、ベンチャー投資等の投資類の業種のほか、鉄鋼・アルミ電解セメント業等マクロコントロールの対象となる業種)に商務部の審査を要求するほか、人民元資金の用途に係る制限(中国国内における有価証券、金融派生商品への投資への使用の原則禁止¹及び委託貸付への使用の禁止)を設けてはいますが、いずれにせよ、これらの規定の施行により、外国投資家による人民元建て直接投資が本格的に始動したといえることができそうです。また、中国への直接投資に「国外人民元」が使用可能となったことにより香港における人民元調達ニーズも今後拡大するものと思われます。

(3) 為替リスク回避策

- ① 「外貨指定銀行による対顧客人民元・外貨スワップ業務に関する外貨管理の問題に関する国家外国為替管理局の通知」(匯発[2011]3 号、2011 年 1 月 19 日公布、同年 3 月 1 日施行)
- ② 「人民元の対外貨オプション取引の関連問題に関する通知」(匯発[2011]8 号、2011 年 2 月 14 日公布、同年 4 月 1 日施行)
- ③ 「銀行の人民元の対外貨オプションポートフォリオ業務を処理することに係る関係問題に関する国家外国為替

管理局の通知」(匯発[2011]43 号、2011 年 11 月 8 日公布、同年 12 月 1 日施行)

中国金融当局は、人民元の国際化に向けた前記の制度を進めると平仄を合わせるように、為替リスク回避の選択肢も広げており、例えば 2007 年の中国人民銀行の「銀行間外貨市場において人民元対外貨の通貨スワップ業務に関する問題についての通知」により、銀行間市場でのみ認めていた人民元対外貨の通貨スワップ取引(デリバティブ商品の一種であって、二当事者が異なる通貨間で元本・金利を交換する取引)を、上記①の「外貨指定銀行による対顧客人民元・外貨スワップ業務に関する外貨管理の問題に関する国家外国為替管理局の通知」により、新たに銀行・企業(顧客)間の取引を解禁するに至りました。

同様に、上記②の「人民元の対外貨オプション取引の関連問題に関する通知」により、従来外貨のみ認められていた通貨オプション取引(購入者がオプションを支払うことにより、一定の期日に一定の相場で当該通貨を売買する権利を有する取引)について、人民元の取引も一部解禁されています。

3 外商投資関連

この分野での主なトピックは、安全審査制度の具体化に進展が見られたことと、外商投資産業指導目録が改正されたことです。

(1) 安全審査制度の導入

2011 年は、外国企業の国内企業買収にあたり国家安全の観点から買収の可否を審査する制度を具体的に実施する規定が初めて出されました。2010 年 3 月の全人代及び同年 4 月の国务院の政策意見²において導入の方針が示されていたものが、2011 年に入り具体化されたもので、次の規範が發布されています。

- ① 「外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度を確立することに関する国务院弁公庁の通知」(国弁発[2011]6 号、2011 年 2 月 3 日公布、同日から 30 日

後に施行)

- ② 「**商務部が外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度を実施することに係る規定**」(商務部公告 2011 年第 53 号、2011 年 8 月 25 日公布、同年 9 月 1 日施行)

これらの規定により、(i)軍事及び軍事関連企業、重点・敏感軍事施設周辺企業及び国防・安全に係るその他の単位を買収する場合、(ii)重要農産品、重要エネルギー及び資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、及び重大装備製造等に係る国内企業を買収し、かつ、その実質的支配権が外国投資家に取得されるおそれがある場合には、商務部への申請が必要となりました。安全審査の範囲内にある買収行為については、商務部経由で国家発展改革委員会、商務部等を中心とする「連席会議」による安全審査に付されることとなります。こういった安全審査制度により、当該買収行為が国家の安全に重大な影響を及ぼしている(又は及ぼすおそれがある)と判断された場合には、買収行為の中止や持分、資産の譲渡等、国家の安全への影響を除去するための措置が義務付けられることになりました。

安全審査に係る基本的事項は上記①の「**外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度を確立することに関する国务院弁公庁の通知**」に、安全審査に係る手続フローや安全審査に関わる人員の秘密保持義務、及び外国投資家による安全審査の回避禁止等を含むより具体的な事項は上記②の「**商務部が外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度を実施することに係る規定**」に定められています。なお、安全審査の対象となる範囲は前記(i)、(ii)のとおりですが、具体的にどのような業種がこれに含まれるかは依然明らかとなっていません。この点については、引き続き運用の蓄積や法令の動向に着目する必要があります。

(2) その他外商投資関連法令

その他、2011 年では、外国投資家による対中投資に関連して次のような法令が注目されました。

- ① 2011 年 4 月の草案への意見募集を経て、2011 年 12 月 24 日に 2011 年版の「**外商投資産業指導目録**」(国家発展改革委員会、商務部令第 12 号)が公布されています。5 回目となる今回の改正では、省エネ・環境保護、バイオ、新エネルギー自動車等に関わる業種の奨励類への組み入れと一般化した製品・技術の奨励類からの除外が目立っています。新たな外商投資産業指導目録は、2012 年 1 月 30 日から施行されます。
- ② 2011 年 2 月 25 日に公布・施行の「**外商投資管理業務に関係する問題に関する商務部の通知**」(商資函[2011]72 号)による一部の外商投資管理業務の明確化(例えば、(i)外商投資企業の分公司設立、現物出資する輸入設備のリストに対する商務部門の審査認可手続の廃止、(ii)会社の住所、名称、投資者変更の場合は変更登記後に商務部門に届出をすれば足りることの明確化、(iii)上場外商投資企業の外国企業保有株式を累計で株式資本総額の 5% 超減少させた場合の認可証書変更義務、(iv)外国投資家による人民元建て投資(前述)、(v)投資を主要な業務とする外商投資組合企業による投資と外国投資家による投資の同視、(vi)一定の業種への審査認可の厳格化等)
- ③ 投資性会社の再投資(国内投資)については、2011 年 3 月 29 日に、国家外国為替管理局資本項目管理司が「**外商投資性公司による再投資に関わる出資検査証明確認に関する問題の操作指針に関する国家外国為替管理局資本項目管理司の通知**」(匯資函[2011]7 号)を公布し、投資性会社が中国国内で適法に得た所得を使用して再投資を行う場合に、いったんかかる所得を資本に組み入れる(増資を行う)ことを義務付けました。しかし、増資の義務付けは投資性会社の活用を停滞させ、また税務コストも増加させるおそれがあるものであり実務的でないため、増資手続を踏む必要性について、疑問が相次いだことを受けて、2011 年 12 月 8 日公布の商務部の「**外商投資性公司に係る管理措置をさらに整備することに関する通知**」(商資函[2011]1078 号)は、投資性会社が中国国内で適法に得た所得について、所在地外国為替管理局の認可を経た後、増資の手続を踏

まなくとも直接国内投資に用いることが可能である旨が明らかにされました。増資手続なしで再投資を可能にするのは投資性会社のメリットを生かすことにも繋がるため、後者の通知に従った運用が望まれるところです。

4 外国為替管理の強化

外貨管理の面では、海外のホットマネーが投機目的で中国に流入することへの警戒から、引き続き管理の強化が図られていると言えます。

(1) 外貨資本金、外債関連

2011 年は、次のような規定において、外貨資本金の人民元転や外債の管理に強化の動きが見られました。

- ① 「外商投資企業の外貨資本金の支払人民元転管理の完全化に関する業務操作の問題に関する国家外国為替管理局総合同の補充通知」(匯発[2011]88 号、2011 年 7 月 18 日公布、同年 8 月 1 日施行)
- ② 「一部の資本項目外貨業務管理の更なる明確化及び規範化に関する問題についての通知」(匯発[2011]45 号、2011 年 11 月 9 日公布、同日施行)

上記①の「外商投資企業の外貨資本金の支払人民元転管理の完全化に関する業務操作の問題に関する国家外国為替管理局総合同の補充通知」は、現時点では施行地域はまだ一部の地域のみですが、従前から要求されていた外貨資本金の人民元転時における前回の人民元転資本金の用途の審査を厳格化し、資本金の人民元転にあたり、前回の資本金の人民元転に係るインボイス(発票)等の原本の提出を義務付け、提出されたインボイス(発票)等に対する銀行による真実性の審査の手法を定め、さらに手元準備金名目で人民元転し得る金額を月額 10 万米ドル相当に制限するなどしており、人民元転手続面を強化することで外貨資本金の用途制限を実効的なものにしようとする姿勢が更に明確にされています。

加えて、上記②の「一部の資本項目外貨業務管理の更なる

明確化及び規範化に関する問題についての通知」も、資本金人民元転後の人民元資金の用途制限(国内企業の持分投資、自社用以外の国内不動産購入に係る費用への使用の禁止)を再度明確にし、また、委託貸付への使用禁止や、各種保証金に用いることの原則禁止、使用済み借入れの返済に用いる場合に提出すべきエビデンス等も明記されています。また、上記②は外債についても触れており、外商投資企業による短期外債が延滞や期間延長により実際の借入期間が 1 年を超過した場合には、中長期外債と同様の借入発生累計額に基づく限度額管理が実施されること(即ち、完済後も枠が消化されたままとなること)を明記し、短期外債のロールオーバーによって中長期外債の限度額管理を回避する方法が制限されることが明らかにされた点も注目を集めました。

(2) 貿易取引関連

延払又は前受金を伴う貿易取引についても、投機資金の流入を防ぐ目的での管理が強化されました。2011 年 3 月 16 日公布、同年 4 月 1 日施行の「外貨業務管理をより一層強化することに関係する問題に関する国家外国為替管理局の通知」(匯発[2011]11 号)では、貿易信用登記管理における前受金及び延払の基礎比率を 30%から 20%に引き下げたほか、これまで規制対象外であった中継貿易における受取外貨も審査待ち口座に一旦入金することを義務付ける等、貨物貿易に係る対外債務規制を強化しています。

他方、輸出代金の国外留保については、2008 年の改正後の「外国為替管理条例」において「外貨収入は国内へ回収し、『又は国外に留保することができる』とされたものの具体的な条件等を定める全国的な規範を欠いたままでしたが、2010 年 12 月 27 日公布の「貨物貿易輸出収入の国外留保管理を実施することの関係問題に関する国家外国為替管理局の通知」(匯発[2010]67 号)の付属文書である「貨物貿易輸出収入国外留保管理暫定弁法」が 2011 年 1 月 1 日から全国を対象に施行されています³。同弁法には、輸出受取代金の出所があり、かつ、国外に同弁法に適合する支払需要があることや、直近 2 年間外国為替関連規定への違反がないこと等の条件や国外銀行口座数の制限(1 社あたりの 5 口座まで)のほか、

企業が国外留保を行うために必要な手続等が規定されています。

5 独占禁止法関連

独占禁止法関連では、2011 年も、カルテルや支配的地位濫用行為の規制を含む重要な法令が、多数施行されています。

(1) 国家発展改革委員会関連

独占禁止法に関しては、(1)価格独占行為に関わる取締りは国家発展改革委員会が、(2)事業者集中行為に該当する独占禁止審査は商務部が、(3)その他の独占禁止業務の取締は工商行政管理总局が担当するものとされていますが、このうち価格独占行為に関する規定として、国家発展改革委員会の次の 2 つの規定が 2011 年 2 月から施行されています。

- ① 「価格独占禁止規定」(国家発展改革委員会令第 7 号、2010 年 12 月 29 日公布、2011 年 2 月 1 日施行)
- ② 「価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定」(国家発展改革委員会令第 8 号、2010 年 12 月 29 日公布、2011 年 2 月 1 日施行)

独占禁止法中の価格独占行為の行為類型等をより具体的に定めた上記①の「価格独占禁止規定」は、(i)事業者間の価格独占協定(価格面における競争を排除し、又は制限する合意等)、(ii)事業者の関連市場における市場支配的地位(商品の価格、数量若しくはその他取引条件を支配し、又は他の経営者の参入を阻害し、若しくはこれに影響を与えることができる地位)の濫用行為、及び(iii)価格に関する行政権限の濫用行為形態と判断基準及び法的責任について定めるもので、独占禁止法と同様の規定を置くにとどまる事項もあるものの、水平型の価格独占協定や市場支配的地位を濫用した価格行為については参考になる条文が置かれています⁴。

また、上記①の規定を手続面から規定したルールとして、上記②の「価格独占禁止に係る行政による法執行手続規定」も同日施行されています。同規定では、価格独占禁止にかかる調査における各部門ごとの担当や調査方法の他、独占禁止

法において創設されたりニエンシー制度について、最初に自発的に報告した者については免除が、2 番目に自発的に報告した者については 50%以上の範囲で処罰の減軽が、いずれも重要な証拠を提出することにより可能となる等、独占禁止法より具体的な減刑・免除の方式を定めています。

(2) 工商行政管理总局関連

工商行政管理总局からは、次の規定が公布・施行されています。

- ③ 「工商行政管理機関独占合意行為の禁止に関する規定」(国家工商行政管理総局令第 53 号、2010 年 12 月 31 日公布、2011 年 2 月 1 日施行)
- ④ 「工商行政管理機関の市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定」(国家工商行政管理総局令第 54 号、2010 年 12 月 31 日公布、2011 年 2 月 1 日施行)
- ⑤ 「工商行政管理機関の行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定」(国家工商行政管理総局令第 55 号、2010 年 12 月 31 日公布、2011 年 2 月 1 日施行)

このうち上記③の「工商行政管理機関独占合意行為の禁止に関する規定」は独占合意(価格面に関わるものを除く。)の概念や行為形態、及びリニエンシー成立のために必要な重要証拠の意義等について、上記④の「工商行政管理機関の市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定」は市場における支配的地位の概念及びその認定方法等について、上記⑤の「工商行政管理機関の行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定」は行政機関等の行政権限の濫用による競争排除又は制限行為の態様等について、それぞれ具体的な規定を置いており、工商行政管理总局の独占禁止に係る考え方がある程度浮かび上がる内容となっています。

(3) 商務部関連

事業者集中については、商務部から次の規定が公布されています。このうち、最新法令である⑦は、今年 2 月 1 日から施

行予定です。

- ⑥ 「事業者集中の競争への影響の評価に関する暫定施行規定」(商務部公告 2011 年第 55 号、2011 年 8 月 29 日公布、同年 9 月 5 日施行)
- ⑦ 「法による申告を行っていない事業者集中の調査処理に係る暫定施行弁法」(商務部令 2011 年第 6 号、2011 年 12 月 30 日公布、2012 年 2 月 1 日施行)

独占禁止法及びその関連規定では、競争を排除し若しくは制限する効果を有し、又は有する恐れがある事業者集中に商務部の審査を義務付けるものの、審査における考慮要素は抽象的なものに止まっており、どのような要素をもってどのような方法で判断されるのか、その審査手法が不明確なままでした。上記⑥の「事業者集中の競争への影響の評価に関する暫定施行規定」は、商務部での事業者集中の審査における考慮要素をより具体的に列挙し、さらに市場集中度の分析方法として HHI 指数や CRn 指数を示す等、実務上価値のあるガイドラインとなっています。

また、2011 年 6 月の草案への意見募集を経て、2011 年 12 月 30 日に上記⑦の「法による申告を行っていない事業者集中の調査処理に係る暫定施行弁法」が公布されました。同弁法は、現行の「事業者集中申告基準に関する規定」に照らして事業者集中の申告基準に達しているにもかかわらず未申告であるおそれがある事業者について商務部が調査を行うこと、申告基準に達しているにもかかわらず未申告であると認定された事業者には事業集中の停止や株式又は資産の期限付処分、事業の期限付譲渡、その他必要な措置に加えて 50 万元以下の罰金が科されることを定めています。なお、上記の処分決定前にその結論及び依拠した事実、証拠が調査対象となった事業者に通知されるとのことであり、当該事業者はこの結論等に対し書面で意見を述べる機会が与えられています。

6 労働・社会保険関係

この分野では、外資企業にとって「労務コストの更なる増加」

が緊急の課題となりそうです。

(1) 社会保険法関連

- ① 「社会保険法」(中華人民共和国主席令第 35 号、2010 年 10 月 28 日公布、2011 年 7 月 1 日施行)
- ② 「『社会保険法』の実施に係る若干の規定」(人力資源社会保障部令第 13 号、2011 年 6 月 29 日公布、同年 7 月 1 日施行)
- ③ 「中国国内において就業する外国人の社会保険加入に係る暫定施行弁法」(人力資源社会保障部令第 16 号、2011 年 9 月 6 日公布、同年 10 月 15 日施行)

従来、中国の社会保険は、保険の種類ごとに、行政法規や地方法規、部門等により個別に規律されるのみで統一的な基本法は存在していませんでしたが、2011 年 7 月 1 日からは、中国社会保険分野における初めての総合的な法律として上記①の「社会保険法」が施行されています。同法は、養老保険、医療保険、失業保険、労働災害保険及び生育保険といった基本社会保険について、社会保険基金、徴収納付、取扱、監督及び法的責任等について規定しています。

上記①の関連規則として、上記②の「『社会保険法』の実施に係る若干の規定」が同時に施行されました。同規定は、各社会保険において共通する問題について同法の解釈を明らかにし、具体的な条件を規定するものです。

ところで、「社会保険法」97 条は、外国籍就労者も「社会保険に加入する」と規定するところ、当該規定が外国人の社会保険加入を義務づける趣旨であるか否かについては、当初、議論が分かれていました。しかし、上記③の「中国国内において就業する外国人の社会保険加入に係る暫定施行弁法」の施行により、中国企業において雇用された外国籍就労者、及び外国企業から中国現地法人等へ派遣されている外国籍就労者について社会保険の加入が義務付けられることが明確となり、中国現地法人を有する日本企業においては人件費の増加要因として特に注目を集めたことは記憶に新しいところです。北京市における実務運用では、2011 年 12 月 31 日まで

に外国籍従業員の社会保険登記申請を行わなければ、同年10月15日に遡って1日につき0.05%の滞納金が発生するとされています。なお、当該外国籍就労者については、中国と日本における保険料二重払いの問題が発生し得るため、これを回避するための日中間の社会保障協定の早期締結が望まれるところです。

(2) 労働紛争関連

労働紛争関連では、2011年11月30日に「**企業労働争議協議調停規定**」(人力資源社会保障部令第17号)が公布され、2012年1月1日から施行されています。2008年の「労働契約法」及び「労働紛争調停仲裁法」の施行以来、労働仲裁案件が増加し、また近時はストライキ等、大規模化・複雑化した労働紛争が目立っていることはよく知られていますが、上記規定は、企業における労働紛争が労働仲裁等に発展する前に、早期の話し合いにより紛争を解決することを目的として、労使間の協議や、労使双方の代表者から組成する企業内の調停委員会を通じた話し合いの手順等について規定しています。大中型企業(「中小企業区分標準規定」に定めるところにより、業種ごとに該当企業の規模は異なります。)に対しては、労使それぞれが選任した委員からなる労働争議調停委員会を設置し、担当者を配置しなければならないとも定められており、今後の運用が注目されます。

7 不動産関連

中国政府が不動産バブルを強く警戒する中で、様々な抑制策が取られてコントロール強化が図られる一方、不動産立ち退き問題への対策も講じられ、現政権の民生重視の傾向がよく現れているといえます。

(1) 不動産価格関連

一部の都市で土地使用権の競売落札価格が高騰したことを受け、2010年に続き、2011年も不動産価格の抑制策が続けられました。2011年1月26日に公布された「**不動産市場調整コントロール業務をより一層適切にすることに関する問題に関する国務院弁公庁の通知**」(国弁発[2011]1号)で

は、各地域ごとに2011年の新築住宅の価格抑制目標を設定する、新築、改築、購入、賃貸等複数のルートを通じて保障性住宅の供給を確保する、購入から5年内に住宅を転売する場合には売却収入全額を営業税課税対象とする、2軒目の住宅ローンの頭金比率を60%以上とする等の規制を打ち出し、これを受けて各地でも当該規制の実施が進みました。さらに、同通知は、不動産市場に対するコントロールを強化し、都市住民の住宅問題を徐々に解決し、不動産市場の安定した健全な発展を促すことを企図しています。2011年6月の国務院常務会議でも、不動産市場のコントロールは今まさに「肝心の時期」にあり、コントロールの方向性及び強度を揺るがせないことが確認されています。

また、2011年5月1日からは、不動産販売市場における価格基準の不統一等を是正するべく国家发展改革委員会の「**分譲住宅販売価格明示規定**」(发改價格[2011]548号)が施行され、分譲住宅の販売にあたっての一物件一価格の実行や、表示価格以外に価格を追加したり明示のない費用を徴収することの禁止等が打ち出されています。

(2) 家屋立退き制度の改革

不動産開発の急速な進行の裏で、地方政府と不動産開発業者による行き過ぎた立ち退きの強制や暴力的な強制収容が問題となっていたことを受け、従前から存在していた「**都市建物の立退・移転管理条例**」に代わり、2011年1月21日に「**国有土地上の建物の収用及び補償に係る条例**」(国務院令第590号)が公布・施行されました。不動産の収用は、本来は「公共の利益の必要性がある場合」に限られるところ、これまで、不動産開発業者の申請に基づく商業施設の開発のための立退きが実際には多く行われていたり、収用協議にあたり行政側の裁量の余地が大きく、結果的に行政主導で立退きが進められてしまう等の問題があり、実際にも、収用を巡って行政側と被収用者側が対立し死傷者が出る例も散見されました。同条例では、収用目的である「公共の利益の必要性」に基づき収用可能なケースを明記することにより盲目的な商業施設建設目的での収用の防止が図られているほか、補償対象の明確化(建物の価値のほか、移転等の費用や営業が停止・

中断することについての補償含む)、立退きの前に補償が行われること、強制立退きは(行政機関でなく)人民政府が行うこと等、立退きを巡る補償措置が明確になり、被雇用者の保護が大きく改善されました。

8 民商法

(1) 民事法関連

- ① 中国の国際私法として 2010 年 10 月 28 日に公布された「**涉外民事関係法律適用法**」(主席令第 36 号)が 2011 年 4 月 1 日から施行されています。涉外民事関係(民事法律関係の主体、客体及び法的事実等の要素に少なくとも一つの外国要素を有する関係)は、基本的に同法に従って適用法令を確定します。
- ② 民事執行に関連する法令として、(i)「**委託執行の若干の問題に関する規定**」(最高人民法院公告)が 2011 年 5 月 3 日に公布、同月 16 日に施行され、(ii)「**執行回避行為を法に従い制裁することに関する若干の意見**」(法[2011]195 号)が 2011 年 5 月 27 日に公布・施行されています。このうち上記(i)は、強制執行を行う機構、職責、方法、監督及び強制執行に関する手続を定めるものです。他方、上記(ii)は、債務者による執行回避行為等による強制執行難の問題に対処すべく公布されたもので、裁判実務等の事例に照らし財産状況の報告・調査の強化、保全措置の強化、裁判手続悪用の防止、及び執行回避行為への制裁等に重点を置き、問題解決の指針を示した点で注目を集めました。執行難の問題は現在行われている民事訴訟法の改正作業においても対策が重視されているといわれ、今後も動向が注目されます。

(2) 企業法関連

企業法関連では、次の 2 つの司法解釈が注目されます。

- ① 「**『会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(3)**」(最高人民法院公告、2011 年 1 月 26 日公布、同年 2 月 16 日施行)

- ② 「**『企業破産法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(1)**」(最高人民法院公告、2011 年 9 月 9 日公布、同月 26 日施行)

上記①の「**『会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(3)**」は、会社法が訴訟手続による紛争解決を規定しながらその具体的な判断基準を欠くことから頻発する会社関係紛争の解決に具体的な指針を与えるために制定されました。特に現物出資の手続や、出資義務の履行に関する責任等を明確にしています。

また、上記②の「**『企業破産法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(1)**」は、企業が人民法院に対して破産を申請する際の企業破産の 2 つの原因が不明確なために申請が受理されず、これにより法手続を経ずに自主廃業する企業が続発する等の混乱がみられたことから公布・施行されました。この規定において人民法院は、企業破産の定義を明確にしています。

9 税務関連

税務関連では、かねてより議論され、第 12 次 5 か年計画の税制改革の一内容としても示されていた営業税と増値税の統一に係る具体的な方針が「**営業税から増値税への徴収改変試行方案**」(財税[2011]110 号)、「**上海市において交通運輸業及び一部の現代型サービス業について営業税から増値税への徴収改変の試みを展開することに関する通知**」(財税[2011]111 号)により示された点が大きな注目を集めました。まずは 2012 年から上海市において、交通運輸業及び一部の現代サービス業で増値税の徴収を試験的に開始し、今後次第に試験地域を広げるとのことであり、試験地域で対象となるサービスを提供している業種では取引価格の見直しのシミュレーションが必要になると考えられます。

10 刑事法関連

刑事法関連では、2011 年 2 月 25 日公布、同年 5 月 1 日施行の「**刑法修正案(8)**」(主席令代 41 号)により、初めて刑法総則に及ぶ改正が行われた他、外国公務員への贈賄罪等が新

設されています。

また、2011年1月10日公布・施行の「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院、公安部及び司法部の意見」(法発[2011]3号)では、近年その発生件数が増大している知的財産権に関する刑事事件に関して、管轄や調査・審理方法、構成要件の規定文言の解釈等を定め、取締を強化しています。

11 終わりに

以上、2011年の立法状況を概観すると、中国経済の更なる発展、特に金融面での国際化の進展と、産業政策的な観点からの行政規制の強化、更には社会格差の急速な拡大に対する民生重視など、複数の異なった且ついずれも重要な課題の中で、大胆且つ細心にバランスを取りながら、経済の規模的發展を維持しつつ質的向上も達成しようとする、中国政府の姿勢が窺える様に思われます。

さて、2012年には、どのような立法がなされるのでしょうか？弊所は引き続き、皆様に有益な法務情報を発信して参ります。今年も何とぞ宜しくお願い申し上げます。

- ¹ 許容される例外として本文記載の(i)の通知の第11条があります。このほか、ファンドや証券会社などの人民元適格国外投資機構の香港子会社が香港で募集した人民元を運用して中国国内の証券市場に投資する行為については、2011年12月に「基金管理会社、証券会社の人民元適格国外機構投資家の国内証券投資に係る試行弁法」(証監会中国人民銀行国家外国為替管理局第76号令)が施行されています。
- ² 「外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見」(国発[2010]9号)
- ³ これまでは、国家外貨管理局の「一部地区で輸出収入外貨の国外留保を展開することの政策試点に関する通知」により、2010年10月から北京、山東、江蘇、及び広東の4省市の各認可企業10社に限って認められているのみでした。
- ⁴ 「価格独占禁止規定」の施行により、2003年施行の「価格独占行為を制止することに係る暫定施行規定」(国家發展改革委員会令第3号)は、2011年2月1日付で廃止されました。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対中投資、企業買収、契約交渉、企業買収、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

(東京事務所 中国プラクティスグループの連絡先)

〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
TEL: 03-5562-9260 FAX: 03-5561-9711~9714

E-mail: eap@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp>

(北京事務所の連絡先)

〒100025 北京市朝陽区建國路 81 号 華貿中心 1 号 写字樓 17 層 06 号

TEL: +86-10-8588-8600 FAX: +86-10-8588-8610

E-mail: info@juristsoverseas.cn